

## 熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に係る要項

### (目的)

第1条 この要項は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）及び熊本県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和4年規則第23号。以下「施行細則」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

### (建築物耐震診断評価者)

第3条 施行細則第3条第1項第1号の知事が建築物の耐震診断の結果を評価する技術的能力を有すると認めた者は、熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則（平成26年6月24日規則第31号）第3条第1項第1号に定める建築物耐震診断評価者とする。

### (消防長の同意)

第4条 知事は、法第105条第2項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第1項及び第2項の規定を準用する場合は、当該許可に係る建築物の敷地の所在する市町村を所管する消防長に、別記第1号様式により、その同意を求めるものとする。

### (除却の必要性に係る認定ができない旨の通知)

第5条 知事は、法第102条第1項の認定を受けようとするマンションが以下に該当する場合は、別記第2号様式によりその旨を通知するものとする。

- (1) 同条第2項第1号、第2号又は第5号の国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めない場合
- (2) 同条第2項第3号又は第4号の国土交通大臣が定める基準に該当しないと認める場合

### (申請の取下げ)

第6条 法第102条第1項の規定による認定の申請又は同第105条第1項の許可の申請をした者が、知事が当該申請を認定又は許可する前に、当該申請を取り下げようとするときは、別記第4号様式の正本及び副本を知事に届け出なければならない。

2 知事は別記第4号様式により、当該申請が取り下げられたことが確認できた場合、副本を前項の規定による届け出をした者に返還するものとする。

### (委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、法、省令及び細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年8月16日から施行する。